

「公印省略」

28介第6125号

平成29年3月13日

各介護サービス事業所 管理者 殿
各高齢者施設 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)
福岡県保健医療介護部保健衛生課長
(営業指導係)

介護保険施設の入所者等に対する髭剃り行為について（通知）

電気シェーバーやT字カミソリといった入所者等本人の持ち物で、介護保険施設等の職員が髭剃りの介助を行うことは、介護サービスの一環で行うものであり、理容師法(昭和22年法律第234号)における理容の業には該当しないこととされています。

しかしながら、介護保険施設等において入所者等の髭剃りを行う際には、剃り傷などの事故の発生防止の観点から、T字カミソリの使用はできるだけ避けてください。

また、髭剃りに使用する用具については、必ず入所者等本人のものを使用するとともに、洗浄、消毒等により清潔を十分に保つようになしてください。

介護保険課 監査指導第一係

監査指導第二係

TEL : 092-643-3251 (第一係)

092-643-3319 (第二係)

FAX : 092-643-3309